

二、余輩を以て云はしむれば、這回の罷工は甚だしく理由薄弱にして、寧ろ罷工に及ばずして解決し得べき事件なりしと信ず。如何となれば、會社側と只一回の交渉すら試むる所なくして、直に罷工を敢行したるが如きは、明かに輕舉と云ふ可し。既に其輕舉を覺りし友愛會は、初より如何にして其結果を付く可きかに苦心したりしもの、如く、即ち會社側の愚にもつかぬ釋明により、直に旗を卷くに至りしにあらざるか。果して然らば、世人が資本家に對する憤怒の旺盛なるを利用し、無名の師を興して世を騒がしたる友愛會の責亦決して輕からず。況んや、團結權承認を標榜して根本的の争議の如く粧ひたるに於て、其結果如何は將來の労働運動に及ぼす所決して鮮少なからざる可きをや。

三、何が故に無名の師と云ふか、友愛會自身の行動之を裏書せるを見る。友愛會は七月十三日罷工の始めに於て要求して曰く「吾等は組合の否認に絶對に反對す、吾等は和田社長に向つて組合權の承認を要請す」と、廿一日に至り更に具體的に組合團體權を認むる事解雇處分取消、工場長の責任を明かにする事等を要求及希望條件として會社側に致せり。之に對し會社は「組合には回答の必要なし」とし、罷工職工代表者に對し「團體を侵害するの意思なきは過去。現在、未來に於て然り、而して使用人の進退に關しては、其請求を容るべき性質のものに非ず」との意を以てせり。然るに廿二日に至り友愛會は、之を以て其目的を達したりとし、宣言して曰く「會社は要求全部を承認し我軍は茲に組合團結の自由を得たり、而して希望條件に對しても相當面目を立つる所ありたり」と。余輩は之を見て尙かに苦笑を禁じ得ざりしなり。蓋し此會社の言明により始めて組合權が確立し、始めて團結の自由を得たるが如く豪語するは寧ろ滑稽に類すればなり。會社は過去に於ても團體を侵害する意思なかりし事を表明し、團體との交渉及使用人の進退に對する要求は之を拒絶せるに對し、若し友愛會にして此表明に満足せしとせば、過去に於ける團體權侵害を理由とせる、又誠首者の復職、工場長の問責を主題とせる友愛會の罷工理由は、一は虛妄の事實を掲げたる事となり、一は徒らに表面を飾らんがために掲げし項目なりと云ふを得可し。若し然らずとせば、友愛會は何を欲し、何を待たりや。無名の師に非ずして何ぞ。

四、又聞くが如くれば、當初誠首せられし二職工は會社に對し頗る不穩の狀あり、爲めに刑事上の問題を惹起し居るを以て、會社は秩序維持を理由として解雇せるものなりと云ふ。余輩は如何なる惡事を行ふも、苟も組合員たらば之を是認し擁護せんとするが如事に與する能はず、寧ろ組合の信用を高めんと欲するならば、先づ、斯くの如き輩は組合自ら除名して天下に謝すべきに非るか、

茲に出でず、却て彼等を動かるに至りては、余輩友愛會の爲に深く遺憾とす。

五、如上の說を以て余輩が徒に資本家を辯護するものと誤る勿れ。余輩は有ゆる専制を排す、資本家の専制固より非なり、労働者の専制又是なりとすべからず。随つて苟も資本家の行爲は悉く之を非なりとし、労働者の行爲は悉く之を是なりとするに同する能はざると同時に、世の同情に曝れて事をなすが如きにも亦與する能はず。余輩は労働組合發達の初期にある我國各労働團體が、當局より見て、最も穩健に、最も合理的に行動し、其健全なる發達を遂げんことを希望して竭ます。是余輩の本論を草せる所以にして又他意あるに非ず。

附言 本稿を草し終るや罷工再燃の報あり、而かも些細の感情衝突に起因す、是によりて、時の利を得し會社側の徒らに強硬を持つるは唾棄すべきを見る、かくて問題は感情的に紛糾すべく、第三者たる余輩の論評の範圍外に出づべし。

十六 再罷工の理由

かくして局面は收拾されぬ。而も二十三日深更再罷工は決せるなり。再罷工の理由として三を數ふべし。

第一、第一次罷業が兎に角も紡織組合が多額の創傷を負ふことなく收拾されたるは、素より結束の強固なりしに依るべきも、結束は其總てに非ず、新聞紙の好意的態度を持せることが結束を強固にし輿論をして組合に同情せしめたる最大の原因ならずんば非ず。若し新聞紙をして罷業を顧みざらんか、或は電車罷業の際の如くならしめんか、富士紡と組合との一騎討に於て富士紡は思ふがまゝなる處置を取り得しならんと推されたり。友愛會の最高幹部は良く之を解し、若くは極力かくなるべき氣勢を